



指揮権発動要請書

平成 23 年 8 月 23 日

法務大臣 江田五月殿

〒285-0922 千葉県酒々井町中央台3-1-4-30

要請者

元柏市議会議員 小川達夫

TEL 090-4618-9081



要請の趣旨

千葉県柏市で発生している、前代未聞の「戸籍改ざん」事件は法務省が戸籍原本の副本の開示をすれば、すぐにも犯罪の真実が明らかになるのに法務省及び裁判所ぐるみで犯罪の隠蔽を図っているとしかいいようがない。

戸籍は身分関係を公証する唯一の公簿である。それが偽造・改ざんされたとなれば国の根幹が壊れていることになる。その真実を究明するため要請人は情報審査会に戸籍原本の副本の開示の請求をしたが、答申番号；平成23年度（行・情）答申155号審査会の判断理由として「戸籍の副本等について法による公開を重ねて実施した場合には、利用者に無用の混乱を招くおそれがあることによるものと解する」とのことで不開示を決定している。

申立人は、当審査会及び法務大臣宛てに平成23年8月15日付で「求釈明申立」を行ったが、担当審査委員からは誠実な回答はえられなかった。

よって「戸籍の副本開示」について法務大臣に指揮権発動の要請を行うものである。なお法の力の及ばぬ犯罪が公然と行われ、その目的を完成させるために裁判所を手段として使っているとすれば、それは法律家・法の権力者のみが可能である、司法としてもっともあつてはならない行為であり、その違法性は強大なものであるばかりか、国家権力の中枢の腐敗である。

以上